

# 個人番号(マイナンバー)制度関連システムの構築と 「電子自治体推進事業」(マイナンバー制度研修)について

地方公共団体情報システム機構

## 1 はじめに

地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、番号制度の導入という国の大きな変革の中で、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として、平成26年4月1日に設立されましたが、本年度はいよいよ番号制度が動き出す年度となり、機構はその運用機関として重要な役割を担うこととなります。

機構は、番号制度の円滑なスタートに向けて、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)等の関係法令に基づく番号制度の導入に必要な個人番号付番システム、個人番号カード発行システム及び自治体中間サーバー・プラットフォーム等の構築・整備を行うとともに、番号制度開始後は、システムの運営及び個人番号カード等の作成を行うこととなります。

また、本人確認情報処理事務、本人確認情報処理事務関連事務、公的個人認証サービス、総合行政ネットワーク、研究開発・調査研究、教育研修、地方税・地方交付税等の情報処理事務の受託及び情報システムに関する支援などの事業について、地方公共団体のニーズをよりの確に踏まえ着実に実施することとしています。

本稿では、機構の実施している事業のうちから、「個人番号付番等システムの開発・構築」、「通知カード・個人番号カード関連事務の実施」及び「自治体中間サーバー・プラットフォームの構築等」の取組み状況並びに一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）の助成事業として行う個人番号制度に関する教育研修について紹介させていただきます。

## 2 個人番号制度関連システムの構築

### (1) 個人番号付番等システムの開発・構築

#### ア 概要

個人番号付番等システムの開発・構築は、総務省との業務委託契約に基づくものであり、全額国費で実施されています。個人番号付番等システムとは1つのシステムではなく、個人番号付番システム<sup>1</sup>、住民基本台帳ネットワークシステム<sup>2</sup>、個人番号カード管理・発行委託システム<sup>3</sup>及び公的個人認証システム<sup>4</sup>の4つのシステムから成り立っています。それぞれが独立したシステムですが、連携を取りながら業務を実施していくこととなります。

#### イ 取組み状況

平成25年9月に総務省と業務委託契約を締結<sup>5</sup>後、速やかに仕様の要件定義作業に着手し、平成

図1 個人番号付番等システムの開発・構築スケジュール（概要）

項目	平成25年度 (2013年度)			平成26年度 (2014年度)			平成27年度 (2015年度)														
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
主要 マイルストーン																					
設計・開発	付番・住基	要件定義	基本設計	詳細設計	AP開発/ 単体テスト	結合テスト	総合テスト/ 受入テスト														
		要件定義	基本設計	詳細設計	AP開発/ 単体テスト	結合テスト	総合テスト	運用テスト/ 受入テスト等													
		要件定義	基本設計	詳細設計	AP開発/ 単体テスト	結合テスト	総合テスト	運用テスト/ 受入テスト													
特定個人情報保護 評価対応																					

26年1月に一般競争入札により設計開発事業者を決定し、開発・構築スケジュールを策定しました。本システムは機能ごとに本番運用となる時期が異なっているため複線的なスケジュールになっていますが、大まかに説明すると、基本設計から詳細設計までの設計工程は平成26年7月ごろまで、アプリケーション開発工程は平成26年12月ごろまで、その後は各種テストを実施しながら、順次本番運用を開始していくことになっています。

現在（平成27年5月時点、以下同じ）、システム全体としては総合テスト工程に入っており、スケジュールどおり順調に進捗しています。また、6月末から開始する個人番号リスト<sup>6</sup>の市町村への配付、7月上旬から開始する住民票への個人番号の仮付番に向けた準備も併せて進めています。

### ウ 特定個人情報保護評価

番号法においては、特定個人情報ファイルを保有しようとする者は特定個人情報保護評価を実施しなければならないとされています。機構は個人番号制度の根幹となる個人番号とすべき番号を生成する機関であることから、特定個人情報保護評価には積極的に取り組みました。特定個人情報保護

- 1 住民票コードを基に個人番号とすべき番号を生成し、住民票コードと個人番号を関連付けて管理するシステムや全市町村に対して住民基本台帳に記載されている全住民の個人番号とすべき番号を通知するためのシステム等の開発・構築を行う。
- 2 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報に個人番号を追加するための改修を行う。
- 3 市町村からの委任により、通知カード及び個人番号カードを作成するとともに必要なデータの作成や発行状況を管理するためのシステムの開発・構築を行う。
- 4 署名用電子証明書及びインターネット上で情報を閲覧するときに安全にログインするために用いる利用者証明用電子証明書の発行、失効情報等の提供等を行うシステムの開発・構築を行う。
- 5 平成25年9月に総務省と業務委託契約を締結したのは財団法人地方自治情報センターであるが、平成26年4月1日に同センターは解散し、その一切の権利及び義務が機構に承継されている。
- 6 番号法施行日前の準備行為として住民票に個人番号を仮付番するため、個人番号とすべき番号と住民票コードを関連付けて市町村ごとにリスト化したもの。

委員会が定める評価実施手順に従い、特定個人情報保護評価書の作成、国民の意見聴取、同委員会での審査を経て、平成26年9月2日に同委員会から承認をいただきました。これは、同委員会の承認第1号となり、個人番号制度の根幹を担う機関としては、順調な第一歩を踏むことができました。

また、都道府県、市町村が実施する住民基本台帳事務の特定個人情報保護評価を支援するため、平成26年6月30日より記載要領を配付しています。当該記載要領に関する質疑の受付も行っており、地方公共団体が評価を完了できるよう継続的にサポートを行っています。

## エ 今後の作業

機構内で完結する設計、開発、テストなどは終盤に差し掛かっており、今後は番号法施行日（平成27年10月5日）に向けて、地方公共団体、特に市町村と連携・協力しながら実施する作業が増えます。今年の6月末からは前述のとおり個人番号リストの配付が始まり、市町村には個人番号の仮付番を実施していただきます。その後、市町村から都道府県、そして機構へと仮付番後の本人確認情報の更新作業を行っていただきます。番号法施行日前後には送付先情報作成、機構への持ち込み等の作業を実施していただく必要があります。また、第4号施行日（平成28年1月1日）に向けては、第4号施行日向けの業務アプリケーションの適用や個人番号カードの交付に必要となるタッチパネルの導入などを実施していただきます。これらの作業の詳細については、機構から配付する各種手引書をご参照ください。

なお、住民基本台帳ネットワークシステムの個人番号制度移行に伴い、地方公共団体に対して迅速なサポートを行うことを目的に、「番号移行サポートセンター」を開設しましたので、何かご不明な点などありましたら、お問い合わせください。詳細については、住基ネット通信第276号（平成27年3月20日版）をご参照ください。

## (2) 通知カード・個人番号カード関連事務の実施

### ア 概要

通知カードによる個人番号の通知や個人番号カードの交付は、番号法上、市町村長が行うこととされていますが、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」（以下「カード省令」という。）において、通知カードや個人番号カードの作成など一部の事務については、機構に委任することができるとされています。これは、各市町村がそれぞれ個人番号カード等を作成する場合よりも、一括して機構に委任する方が経費的にも事務的にも効率化が図れること、個人番号カード等の品質を一定に保つことができることなどを考慮して設けられたものです。機構は当該規定に基づきすべての市町村から委任を受けており、通知カード・個人番号カード関連事務を実施することとなっています。

### イ 取組み状況

通知カード・個人番号カード関連事務の実施にあたり、外部事業者を活用した方が良いと判断された業務については、調達を実施しました。具体的には、通知カード及び個人番号カード交付申請書等作成業務、個人番号カード用ICカード製造業務、個人番号カード交付申請書受付・発行及び発行管理業務、通知カード及び個人番号カードに係るコールセンター業務において、委託事業者を選定しました。

現在、番号法施行日及び第4号施行日に向けて調達した各委託事業者と連携し業務実施体制の構築を進めています。

## ウ 費用負担

カード省令第37条に基づき、事務に要する費用は市町村が機構に交付金を交付することとされています。平成27年度については、当該交付金を補助対象とする個人番号カード交付事業費補助金（補助率10/10）がありますので、全額国費により措置（再交付に係る部分は除く。）されることとなっています。

平成27年度の各市町村における交付金額（概算）については、平成27年1月14日に機構より通知していますが、交付金額は、調達の結果や個人番号カードの作成枚数等により変動しますので、あくまで概算額としてお知らせしたものです。

## エ 今後の予定

各市町村におかれては、法施行日前後に送付先情報の作成及び機構への持ち込み等の作業を実施していただきます。当該送付先情報を基に機構において通知カード、個人番号カード交付申請書の作成を行いますので、正確な情報をお送りいただく必要があります。特に、特別な事情により住民票の住所を設定することが適当ではない住民に係る送付先情報の作成には、十分注意していただくようお願いいたします。また、第4号施行日には個人番号カードの交付が開始されます。窓口業務の負担が大きくなることも想定されますが、総務省の補助金（個人番号カード交付事務費補助金）なども活用しながら適切な体制を構築していただき、ご対応ください。機構からは、個人番号カードの発行・交付等に係る運用手引書を提供する予定ですので、ご参考にしてください。

交付金関係については、平成27年4月23日に機構から事務連絡をお送りしていますが、第1回目の支払期限として、平成27年10月末を予定していますので、予算措置等必要なご対応をお願いします。

個人番号カード等に係る運用についてご不明な点がありましたら、住基ネット業務担当者コーナーにお問い合わせ先を掲載していますので、ご確認のうえお問い合わせください。

## (3) 自治体中間サーバー・プラットフォームの構築等

### ア 概要

自治体中間サーバー・プラットフォームは、自治体中間サーバー・ソフトウェアを使用するためのハードウェア等について、共同化・集約化を図るため、機構が整備・運用するプラットフォームです。

このプラットフォームは、番号法の別表第2に定める事務に基づき、特定個人情報の情報連携（照会・提供）を行うために、各都道府県・市町村（教育委員会を含む。）や一部事務組合・広域連合が共同で利用します。

自治体中間サーバー・プラットフォームは、東日本と西日本の2箇所のデータセンターに集約して相互バックアップ機能を持たせる一方で、記録する特定個人情報を機関ごとに明確に区分管理するなどして、統一的な高いセキュリティや運用の安定性の確保などを図っています。

### イ 構築状況

自治体中間サーバー・プラットフォームは、機構が入札により構築・運用等を請け負う事業者を選定し、平成26年12月から構築プロジェクトを開始しています。

平成27年1月には、すべての都道府県と市町村が機構に対して、その利用申込を行っています。

平成26年度の全体設計を経て、平成27年度は機器搬入・構築と各種のテストを実施します。平成28年度第2四半期から行われる予定の総合運用テスト（番号法第2条第14号に定める情報提供ネットワークシステムと連携したテスト）に向けて、自治体中間サーバー・プラットフォームと情報提供

図2 自治体中間サーバー・プラットフォームの概要

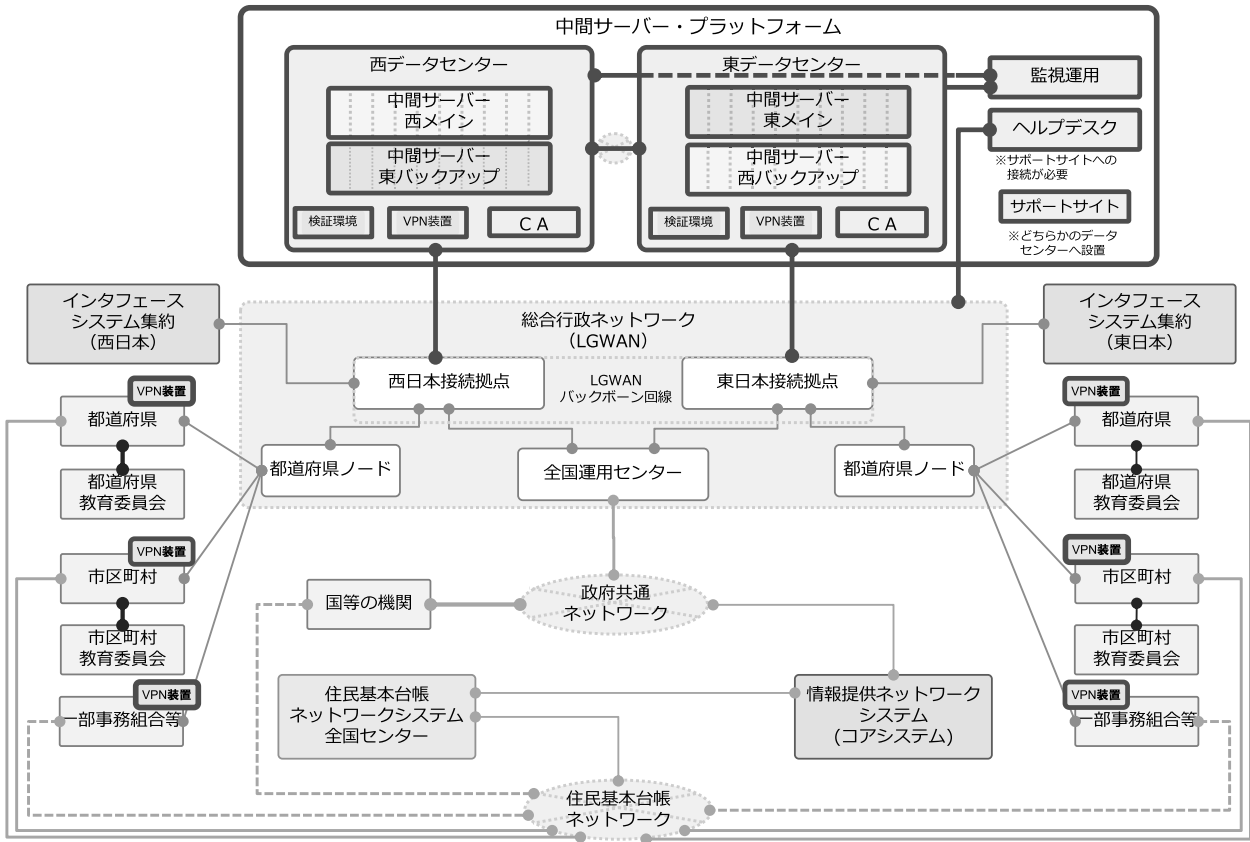


図3 自治体中間サーバー・プラットフォームの構築状況

	2014年度 (H26年度)					2015年度 (H27年度)												2016年度					
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6			
マイルストーン	全体設計					機器搬入・構築						単体・結合・総合テスト					受入テスト						
基盤構築	基本設計		実装設計			検証環境構築 本番1/Nモデル			本番環境構築 (東データセンター)			本番環境構築 (西データセンター)			結合テスト		総合テスト		受入テスト		保守		
テスト計画	全体テスト計画					単体テスト計画			結合テスト計画			総合テスト計画					監視・運用						
運用						運用設計						運用手順書					運用計画(H28年度分)						
利用環境	利用環境整備計画					利用ガイド・各種マニュアル						利用環境整備支援準備					利用環境整備支援						

ネットワークシステムとを接続した総合テストを実施するなどして、着実に整備を進めてまいります。

#### ウ 地方公共団体における利用環境の整備

地方公共団体においては、今後、機構と連携しながら、自治体中間サーバー・プラットフォームの利用環境の整備が必要となります。

平成27年度には番号制度の導入に向けた情報システムの対応として、既存の業務システムの改修や団体内統合宛名システム等の整備などの重要な作業が行われますが、これら作業と平行して、自治体中間サーバー・プラットフォームの利用環境の整備を進めなければなりません。

平成29年度から開始される情報連携に向けた準備として、自治体中間サーバー・プラットフォームと接続するためのVPN装置（機構から配付）を設置し、機関内のネットワーク環境に組み込むなどして整備を進め、各種のテスト等を着実に実施していくことが求められています。

### 3 個人番号制度研修について

#### (1) 個人番号制度研修の概要

個人番号制度は、本年10月5日から個人番号の通知が始まり、来年1月1日から個人番号の利用開始、個人番号カードの交付が始まります。個人番号制度への対応は、機構にとって当面の最大のミッションとなっており、その一つとして、協会の御支援をいただき、全国の市町村に個人番号制度の趣旨を周知する「個人番号制度研修事業」を行い、市町村に求められる個人番号制度導入に向けた体制整備や住民からの問い合わせ対応等に対する幅広い支援を実施しています。

平成26年度は、個人番号制度に関するeラーニング研修を市町村職員の情報セキュリティ意識の向上を目的とする「情報セキュリティ共同研修事業」の一環として実施しました。

また、平成27年度は、集合研修、eラーニング研修及び集合研修支援を市町村における住民サービスの向上や地方公共団体の業務の改革など、電子自治体の推進を図ることを目的とする「電子自治体推進事業」の一環として実施し、全国に遍く支援を行き渡らせています。

#### ア 集合研修

平成27年度において、個人番号制度を取り巻く最新動向及び個人番号制度に対応したシステムに移行する際の市町村の共通課題を収集・分析し、個人番号制度の導入支援として、全国各ブロックで集合研修を実施します。

#### イ eラーニング研修

個人番号制度やスケジュール、最新の動向を取り入れたコースをeラーニングにより開設するとともに、文章だけでは伝わり難い内容については、研修内容を解説した動画配信を平成26年度に実施しましたが、平成27年度も引き続き実施します。

#### (2) 平成26年度個人番号制度研修の内容

平成26年度にはeラーニングで3コースを実施しました。3コースで、定員3万人の想定で受講申込の受付を開始しましたが、最終的に50,623人（参加団体数867団体）の受講者がありました。

#### ア 個人番号制度一般コース

個人番号制度の概要を制度導入の趣旨から平易に説明するコースです。本コースのコンテンツは、国の委員会等で個人番号制度を検討された東京工業大学像情報工学研究所教授大山永昭氏に次のような構成及び内容で作成をお願いして実施しました。

本コースには、28,799人（参加団体数829団体）の受講者があり、コース修了者を対象に実施したアンケートにおいて、コースの内容に満足したと答えた割合が87.3%と高い評価を得ました。

表1 個人番号制度一般コースの構成及び内容

第1章 番号制度の概要	個人番号制度により実現すべき社会、直面する社会的な課題、個人番号制度の実施による変化を説明し、個人番号制度の全体像を社会的課題と関連付け理解が進む内容としました。
第2章 番号制度の基本的な考え方	個人番号制度の導入趣旨（番号法から）、個人番号制度の前提条件、基本的な考え方、今後のスケジュール（予定）を説明し、基本的な考え方から、今後、必要となるであろう作業、作業実施の際の考え方を理解できる内容としました。
第3章 情報提供ネットワークシステムの概要	地方公共団体並びに日本年金機構等の社会保障及び税分野の国関連組織が、法定業務で情報連携する際に使用する情報提供ネットワークシステムの概要について説明するとともに、システム内部での技術的な処理方式について説明する内容としました。
第4章 自治体の基幹システムとの接続	前章で触れた情報提供ネットワークシステムと地方公共団体が情報連携する際の方式について、情報連携する際に設置される中間サーバについて、執筆時点の想定を踏まえ説明する内容としました。
第5章 新たな住民サービスの実現	個人番号制度の利用範囲、特に官民連携について留意すべき点に触れるとともに、新たな住民サービスを官民連携して実現するよう言及し、個人番号カードによる官民連携について重点的に説明する内容としました。
第6章 期待される環境整備	第1章で触れた社会的課題の解決策として、期待される大きな変化、国民にとって利便性の高い社会の実現について各種方策を提案するとともに、住民サービス向上のためには、重要な役割を果たすであろう個人番号カードについて、執筆時点で判明している事柄を説明する内容としました。

## イ 個人番号制度実践コース

一般コースを受講した人が、次のステップとして受講するコースとして用意しました。このコースは、地方公共団体職員が実務を行う際に、留意しておかなければならない課題として、特定個人情報保護評価（Private Impact Assessment）について説明するコースとしました。

特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものであり、地方公共団体は、一定の特定個人情報ファイルを取り扱う事務を行うに当たっては、事前に特定個人情報評価を行うことが求められています。

我が国においては、内閣府外局の第三者機関として平成26年1月に発足した特定個人情報保護委員会が特定個人情報の取扱いに関する監視又は監督、特定個人情報保護評価に関する事務等を所掌しており、地方公共団体向けに各種情報を発信しています。

「個人番号制度実践コース」は、特定個人情報保護委員会が作成した「特定個人情報保護評価指針の解説」のうち、特に地方公共団体に関連する箇所を抽出して解説するコースとして実施しました。

本コースは、13,740人（参加団体数811団体）の受講者があり、コース修了者を対象に実施したア

アンケートにおいて、コースの内容に満足したと答えた割合が92.0%と非常に高い評価を得ました。

#### ウ 個人番号制度概要セミナー動画配信コース

「個人番号制度一般コース」のコンテンツを作成された大山永昭東京工業大学像情報工学研究所教授が、個人番号制度の概要について講演されている様子を撮影し、動画で配信しました。

講演内容は、「個人番号制度一般コース」の内容から、特に市町村に必要なと思われる番号制度の概要、情報提供ネットワークシステムの概要、自治体の基幹システムとの接続について重点的に取り上げて説明していただきました。

本コースには、8,084人（参加団体数639団体）の受講者があり、コース修了者を対象に実施したアンケートにおいて、コースの内容に満足したと答えた割合が90.5%と非常に高い評価を得ました。

### (3) 平成27年度個人番号制度研修の内容

平成27年度は、平成26年度に引き続き e ラーニング事業を実施するとともに、新たに個人番号制度に係る集合研修及び都道府県等が市町村の要望を取りまとめて実施する研修の支援を実施します。

具体的には、個人番号制度に係る概要や全体像を広く周知する際に活用する e ラーニング研修、担当者や管理職にとって必要となる知識やスキル修得を目的とする集合研修、集合研修に参加できない地方公共団体職員向けに、都道府県等を通じて実施する集合研修の支援の 3 コースで計画しており、広く活用されるよう設計しています。

#### ア 集合研修

集合研修は、次の4セミナーを全国 5 ヶ所で実施します。

##### (ア) 個人番号制度管理職セミナー

個人番号制度導入時に必要となる多数の部署にまたがる関係者調整、広汎なマネジメント、管理職としての心構え等、責任者として有すべき知識及びスキルについて事例を踏まえて習得するセミナーです。

##### (イ) 個人番号制度導入担当者セミナー

個人番号制度の導入プロジェクトにおいて、ベンダー（情報システム開発事業者）マネジメントや業務担当課との円滑な調整を実現するために必要となるスキルを習得するセミナーです。

##### (ウ) 個人番号制度PIA担当者セミナー

個人番号制度の導入時に義務付けられている特定個人情報保護評価（PIA）を実施する際に必要となるスキルや実際に特定個人情報保護評価を実施した地方公共団体の事例から現場の経験を習得するセミナーです。

##### (エ) 個人番号制度基礎・最新動向セミナー

電子自治体及び個人番号制度の基礎的知識・最新動向、今後の展望、地方公共団体に求められる対応等を紹介し、新たに情報主管課に配属された職員及び個人番号制度の担当となった職員が



必要な知識を習得するとともに、地方公共団体等の個人番号制度最新事例について紹介するセミナーです。

## イ eラーニング

実施するコースの名称は、平成26年度と同様の「個人番号制度一般コース」及び「個人番号制度実践コース」とする予定ですが、内容は全面刷新を行い、平成27年度の最新情報を盛り込む予定です。

また、動画配信コースについても、内容の全面刷新を行い、受講者にとって実務に有用なコースとなるよう準備を進めています。

平成26年度のeラーニングの受講者が5万人を超えたことを踏まえ、平成27年度は、定員を6万人に拡充する予定です。

## ウ 集合研修支援

都道府県が管内の市町村職員を集めて実施する個人番号制度に係る集合研修に対して、研修計画の策定、講師の選定、講師謝金、講師旅費等を支援する事業を実施します。

## 4 おわりに

機構は、財団法人地方自治情報センター時代の平成13年度以来、市町村の情報化に資する各種の事業を協会のご支援を頂きながら実施して参りました。

平成27年度におきましても、市区町村電子自治体推進支援事業のほか、新たに「公会計標準システム日々仕訳導入調査研究事業」及び「軽自動車検査情報提供事業」を助成事業として実施することになりました。

市区町村電子自治体推進支援事業においては、市町村の運営するホームページのウェブアプリケーション等の脆弱性を診断するなど、市町村の情報セキュリティを確保し、電子自治体の安定的な運営に資する「ウェブアプリケーション脆弱性診断事業」や自治体クラウドの導入を加速するために、全国の参考となる取組を行う市町村をモデル団体として選定し支援する「自治体クラウド・モデル団体支援事業」などを実施して参ります。

また、公会計標準システム日々仕訳導入調査研究事業においては、住民に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るため、地方公会計制度の導入が進められているが、財務書類の作成に必要な地方公会計標準システムの開発及び市町村に対する提供等を機構が実施して参ります。

さらに、軽自動車検査情報提供事業においては、平成28年度以降の軽自動車税の課税に当たって、新たに必要となる軽自動車の燃費等の車体情報を提供するシステムを機構が開発して、当該情報を全国の市町村に提供することにより、軽自動車税の課税事務の適正化・合理化に寄与して参ります。

今後とも、機構は、地方公共団体が共同して運営する組織として、地方公共団体のニーズを踏まえた事業を積極的に展開し、特に市町村の情報化の推進を支援して参りますので、一層のご支援とご協力をお願いします。